

熱中症予防教育が開催されました

令和 7 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生規則により、職場における熱中症対策は事業者の法的な義務となり、現場の作業者自身にも熱中症予防のための労働衛生教育を行うことが求められています。

開催日：令和 8 年 6 月 2 2 日（月）

会 場：石川県地場産業振興センター新館 第 1 3 研修室

受講者：28 名

